

静岡県漁業者・養殖業者の皆さんへ

価格が高騰している漁業用燃油・養殖用飼料の
購入実績に応じて支援金がでます！

【申請受付】
令和5年1月31日
まで

漁業用燃油等価格 高騰対策緊急支援金



県内に住所を有する

漁業者・養殖業者[※]が申請可能

※ 国の漁業経営セーフティネット事業にすでに加入している、
又は令和5年度に新規加入することが条件

※ 令和4年12月21日以前から漁業・養殖業を営んでいる方

※ 遊漁船業専門者は対象外（兼業の場合は、漁業に使用した分のみ対象）

支援金額は 支援単価^{※1} × 対象数量^{※2} 以内の額

※1 漁業用燃油：11.293円/リットル、養殖用飼料：8.537円/キログラム

※2 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの漁業用燃油・養殖用飼料
購入数量

詳細は裏面へ

申請先

所属の漁業協同組合

（※漁協に所属していない場合：静岡県漁業協同組合連合会 指導部）

対象者

下記条件をいずれも満たす方

- ① 静岡県内の漁業者・養殖業者
(1)遊漁船業専業者は対象外。
兼業の場合は、漁業に用いる燃油のみ対象。
(2)法人の場合は静岡県内に本店を有すること。
(3)養殖業の場合は静岡県内に養殖場を有すること。
- ② 国の漁業経営セーフティネット構築事業に現在加入している、又は令和5年度に新たに加入する方
- ③ 令和4年12月21日以前から漁業・養殖業を営んでいる方

支援金額

支援金額 > 支援単価① × 対象数量② 以内の額

- ①支援単価 > 漁業用燃油：11.293円/リットル
養殖用配合飼料等：8.537円/キログラム

- ②対象数量 > 令和3年10月1日～令和4年3月31日※の
漁業用燃油・養殖用配合飼料等の購入数量

漁業用燃油：漁業に用いるA重油、軽油、ガソリン等
(ただし、遊漁船業に用いる燃油は対象外)
養殖用配合飼料等：養殖業に用いる魚粉又は魚油を原料とする
配合飼料等

※令和3年11月以降に漁業を開始した方は所属漁協にその旨を申し出てください

申請方法

(必要書類)

申請期日

所属漁協に下記書類を提出 (漁協に所属していない場合は県漁連)

- ① 申請書
- ② 誓約書
- ③ 漁業・養殖業を営んでいることが確認できる資料
- ④ 漁業用燃油等の購入数量が分かる書類 (納品書等)
- ⑤ 法人の場合は、法人登記に係る履歴事項全部証明書
- ⑥ 養殖業の場合は、養殖場の所在地が確認できる資料

申請受付 > 令和5年1月31日(火)まで

※ 支援金の支払いは3月上旬ごろを予定

問合せ先

静岡県漁業協同組合連合会 指導部

電話 054-254-6011

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課

電話 054-221-2695